

区域外就学許可基準

すべての区分において、就学可能な学校への通学に支障がないことが条件です。

区分	理由	就学可能な学校	対象学年	許可期間	必要書類
転入予定	那覇市への転入予定(おおむね6か月以内)の場合	転入予定の住所が属する通学区域の学校	全学年	予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの) ・建築請負契約書等の写し ・誓約書
転校延期	学年途中で那覇市から転出した場合	在学している学校	小学校1～5年 中学校1～2年 (学年始めの春休み期間を除きます)	学年終了まで	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの)
最終学年	最終学年の途中で那覇市から転出した場合	在学している学校	小学校6年 中学校3年 (前学年の学年末の春休み期間を含みます)	卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの)
その他	上記以外の理由で、教育長が相当と認める場合	教育長が相当と認める学校	全学年	理由が存する期間	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの) ・理由を証明する書類 ・誓約書